



# 取引企業の皆様へ

## 横浜市立大学からのお願いです

令和5年12月

YCU  
横浜市立大学

### ～研究費の不正使用防止にご協力ください～

本学では、不正防止計画推進部署を設置して全学をあげて研究費の不正使用防止を推進し、全教職員に周知しています。

取引企業の皆様も本学との取引にあたり、本学関係規程等の遵守、研究費の不正使用や不適切な契約の防止、また、贈賄・談合及び本学教職員との癒着などの誤解が生じることのないよう、ご協力をお願いします。

## 発注について

- ・教員単独での発注権限は、税込50万円未満の案件に制限されています。  
(50万円以上は複数企業による見積合わせを行い、事務局の承認が必要となります。  
なお、500万円超は入札となり事務局職員が発注を行います。)

## 納品検収について

- ・教職員が発注した物品にかかる納品は、納品書(日付入り)に必ず各キャンパスの「検収センター」で検収を受けてください。検収を受けていない案件は、お支払いができません。
- ・検収後、納品ができず物品を持ち帰る場合には、検収センターで検収の取り消しを受けてください。

☆以下の行為は禁止されています(行った場合取引停止等制裁措置もあえます)。

- ・**預け金** 架空の取引により、代金を支払わせ、これを企業等が管理すること。
- ・**フール金** 架空の取引により、代金を支払わせ、これを現金で返還し研究室等で管理すること。
- ・**品名替え** 本来購入できない物品の購入等を行うため、実際とは異なる書類を作成すること。
- ・**架空見積** 見積合わせが必要な案件に対して、1社から複数社の見積を提出させ、あたかも見積合わせを実施したかのように見せかけること。
- ・**分割発注** 1件の発注を発注権限を回避するために故意に複数の発注に分けること。
- ・**反復使用** 同じ物品を使って何度も検収を受け、複数回の納品があったように見せかけること。

※これらの行為は私的流用の有無に関わらず一律に不正使用として扱われます。

本学の不正使用防止に関する取組や関係規程等は、下記HPをご覧ください。

研究不正防止への取組 [https://www.yokohama-cu.ac.jp/res-portal/risk/kenkyuhi\\_guideline.html](https://www.yokohama-cu.ac.jp/res-portal/risk/kenkyuhi_guideline.html)

不正使用に関する通報は、以下の窓口までご連絡ください。(郵送もしくはEメール)

(通報先窓口) 〒150-0012 東京都渋谷区広尾5-8-14東京建物広尾ビル7F 株式会社インテグレックス  
E-mail : [ycu@integrex.jp](mailto:ycu@integrex.jp) / 通報案内用URL <http://www.yokohama-cu.ac.jp/policy/tsuhou.html>

発注に関するご不明な点は、本学の下記部署までご連絡ください。

- ・金沢八景、鶴見、舞岡キャンパスの案件 / 研究基盤課 研究費管理担当 045 (787) 2404
- ・福浦キャンパス、附属病院の案件 / 研究基盤課 医学系研究費管理担当 045 (787) 2503
- ・附属市民総合医療センターの案件 / 総務課 庶務担当 045 (253) 5303